

京都府電気事業経営健全化に係る財務等分析業務 企画提案募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府電気事業では、大野ダムの貯留水を利用した水力発電事業を実施しているところであるが、老朽化に伴う施設の更新負担の増加が見込まれる中、電力システム改革等により、電気事業を取り巻く環境が大きく変化してきており、将来の経営を確実に見通すことが難しくなっている。

そこで、将来の事業の経営健全化に向けた基礎資料として事業価値の評価や経営形態別の財務分析等をもとに経営形態について提案を求めるもの。

2 業務概要

(1) 委託業務名

京都府電気事業経営健全化に係る財務等分析業務

(2) 業務内容

別添の京都府電気事業経営健全化に係る財務等分析業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとするが、プロポーザルにより業務委託内容の提案を受け協議を行い決定する。

(3) 契約期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 委託上限額

8,514千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超える提案があった場合は失格とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほ

か、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 公営電気、公営ガス、上下水道、交通事業等の官民連携手法に関する実務的検討支援及び実行支援業務の実績を有すること。

(8) 公営電気、公営ガス、上下水道、交通事業等の公共インフラ資産の価値算定に関する実績を有すること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部公営企画課

電話 075-414-5481 FAX 075-414-5470

メールアドレス koei@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和3年8月10日(火)～令和3年9月9日(木)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和3年9月1日(水)～令和3年9月9日(木)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和3年8月23日（月）13時30分から
- (2) 場 所：テレビ会議システム(Webex)を利用した非対面方式により実施予定
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、参加申込書（様式任意：会社名、出席者名、電話番号、メールアドレス）を作成し、電子メールにて4（1）に提出すること。
- (4) 説明会への申込期限：令和3年8月20日（金）正午まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和3年8月24日（火）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「京都府電気事業経営健全化に係る財務等分析業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和3年8月31日(火)
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

- ア 参加表明書（様式1のとおり）
- イ 企画提案書（任意様式）（8部）
- ウ 価格提案書（見積書）（任意様式）（8部）
- エ 実績調書（様式2のとおり）
- オ 京都府税の滞納がないことの証明又は納税証明書（様式3のとおり）
- カ 消費税及び地方消費税の納付証明書
※オ及びカについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- キ 使用印鑑届（様式4のとおり）
- ク 会社概要（任意様式）
- ケ 共同企業体で参加の場合

- (ア) 共同企業体届出書兼委任状（様式5のとおり）
- (イ) 共同企業体協定書
- コ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。
 - (ア) 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - (イ) 法人定款
- サ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。
 - (ア) 団体の規約
 - (イ) 役員一覧

※オ、カ及びコについては、京都府競争入札参加資格名簿掲載事業者を参加資格としている場合は不要
- シ 「府内企業」の評価項目で、「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告すること。（任意様式）
なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

(2) 企画提案書の作成方法

別紙1「企画提案書作成要領」のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準表」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア又はイに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書（見積書）の金額が、2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければ

ばならない。

ただし、京都府公営企業会計規程第 112 条で準用する京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

- (3) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 1 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- (8) 本事業は委託事業となるため、次の点に留意すること。
 - ア 府からの委託事業となるため、事業の成果等は府に属するものとする。
 - イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

1 2 事業の実施

委託事業の実施に当たっては、事業者は府との協働の推進に努め、契約書及び仕様書に従うこと。

1 3 責務

- (1) 委託事業者は、定期的に事業の進捗状況を京都府へ報告するとともに、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後も守秘義務を遵守すること。
- (2) 京都府民環境部公営企画課は、本事業の全体の進行管理を行うとともに、必要に応じて事業の進め方について協議を行うこととする。

1 4 成果報告

委託事業者は、事業完了後速やかに業務完了報告書を京都府府民環境部公営企画課

に提出すること。